

富山県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催の日時及び場所

日時 令和5年7月19日(水) 午後1時30分から午後2時30分
場所 森林水産会館33号室

2 出席委員

竹野博和、山本勝徳、笠井廣志、中田眞一郎、東 秀一、堀井律子、角眞光彦、
中田礼子 (欠席委員なし)

3 議長

富山県内水面漁場管理委員会 会長 竹野博和

4 委員会の成立

定員の過半数の委員が出席していることから、漁業法第145条第1項及び第173条の規定に基づき、当委員会は成立。

5 議事録署名委員の指名

笠井廣志、中田礼子

6 県職員等

水産漁港課 地崎課長、小善副主幹、川口主任
農林水産総合技術センター水産研究所 勘坂主任研究員

7 事務局職員

辻本事務局長(水産班長兼務)

8 傍聴者

1名

9 付議事項(議題)

- (1) コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限および遺棄の禁止について(諮問)

県水産漁港課の川口主任から、資料1に基づき説明があった。

議題(1)の資料は、右肩に資料1-1と記載しているものである。1ページ目は協議の内容、2ページは協議の理由、3ページは、本県と全国のコイヘルペスウイルス病の陽性確認件数のまとめ、4ページは資料1-2として委員会指示

案となっている。本県の公共用内水面では、平成 16 年にはじめてコイヘルペスウイルス病によるコイの死亡が確認され、平成 20 年まで発生が確認されていた。平成 21 年以降は確認されていない。一方全国では、毎年発生が確認されているため、本県においても、まん延防止の措置が必要である。令和 4 年度には、3 ページのとおり、全国で 13 件発生しており、令和 5 年度も本日までに 6 件の発生が確認されている。内訳として、山形県で 4 件、新潟県で 2 件と日本海側で発生がみられている。このため、コイヘルペスウイルスに感染したコイが、放流または遺棄されることがないように、例年、内水面委員会指示を发出している。現行の指示内容は 2 ページに記載するとおりであり、この指示の期間については、令和 4 年 8 月 16 日から令和 5 年 8 月 15 日までとなっており、今後もまん延防止を図るためには、指示を継続することが必要である。同じ内容の指示を、令和 5 年 8 月 16 日以降も継続することについて、この度委員会に諮問させていただきたい。

中田（眞）委員から、基本的にコイは外来魚といわれており、富山県としてコイを外来魚扱いとしているのか、いないのか。富山県内の環境の整った河川では自然繁殖していることが確認できる。

県水産漁港課の辻本班長から、全国的には、コイが水草を食べてしまうなど様々な被害が報告されている。幼稚園などでコイの放流を取り止めるケースが出てきている。コイは、昔、中国から食用として移植した経緯があり、日本全国に定着している実態があり、駆除しようとしても完全にはできない。現在、富山県においては、被害の報告や生態系の影響が聞かれないことから、特段、コイを外来魚扱いする必要はないと考えている。

笠井委員から、コイは川で泥を食べて、川をきれいにはしているのではないかと。小矢部川ではコイの数が多。

辻本班長から、泥に含まれる有機物を食べて、浄化する機能がある。個体数が多すぎると、水草を全部食べてしまい、バランスが大切である。漁業権を免許しているところは、増殖義務としてコイを放流してきたが、現在、コイヘルペスウイルス病の問題もあり、増殖義務として放流しなくてもよいことにしている。

このほか、委員から質問や意見はなく、コイヘルペスウイルス病のまん延防止にかかるコイの放流制限および遺棄の禁止について「異議なし」とされ、資料 1-2 のとおり委員会指示を发出することとなった。

(2) 全国内水面漁場管理委員会連合会総会について（報告）

辻本事務局長から、資料 2 により「全国内水面漁場管理委員会連合会総会について」報告があった。

令和 5 年 5 月 26 日に、東京都で、令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会の通常総会が開催された。第 1 号議案として、会則の一部改正があり、3 ページに新旧対照表があり、この会の総会は総会員の過半数にあたる会員が出席しな

ければ開くことができない。総会の議事は、出席会員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。と改正された。この改正は、全国海区漁業調整委員会連合会の会則と同様となっている。

第2号議案として、令和4年度の事業報告、収支決算案及び剰余金処分案について報告され、4～7ページに記載のとおり承認されている。

第3号議案として、令和5年度の事業計画案及び収支予算案について、10～13ページのとおり承認されている。

第4号議案として、令和5年度の提案書が示され、全国の内水面における問題や課題について、水産庁をはじめとする関係省庁への要望事項として整理されている。昨年度から変更になったところを説明する。14ページに、通常総会の開催日が令和5年5月26日と記載されている。15ページに、外来魚対策について、令和4年度の外来魚の被害状況として、共同漁業権940件中、半数にあたる446件で被害が発生している。16ページに、漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来魚の駆除および発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組みを促すことが記載されている。17ページには、魚病対策として、アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、河川内での冷水病病原菌の時空間的な変遷や分布を把握するため、環境DNA解析などの技術を用いた基本的手法を確立し、全国河川における調査を実施すること。と追加されている。コイヘルペスウイルスについて、発生から10年以上経過したため、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移植・持ち出しの制限を解除できるよう、国が主体となって基準を示すこと。19ページには、鳥類による食害対策として、主にカワウの食害について、令和4年度の結果が記載されており、共同漁業権940件中575件で発生している。20ページに、河川湖沼環境の保全及び啓発について、森林伐採にかかる間伐等の管理の徹底および皆伐地の管理体制の強化等、森林保全の適正化を図ること。さらに、河川周辺の斜面崩落等によって漁場へ流入した土砂および竹木等の除去ならびに漁場から流出した転石の回復等の基盤整備について、対策を講じること。また、水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤や徐放性肥料ならびに除草剤等について、国が中心となって自然水域への影響を調査するとともに、その影響を防止する措置を講じることとされた。殺虫剤のなかで、ネオニコチノイドという動物プランクトン等に影響を与えるといわれている殺虫剤が問題となっており、水産生物の被害が食物連鎖を通して広まっているという科学的な報告がある。徐放性肥料とは、農業で、プラスチックの膜に覆われた肥料が使用されており、1回施肥すると徐々に溶け出して農家の手間が省ける。プラスチックごみが海や川で問題になっており、プラスチックを使わずに、硫黄膜で覆うタイプの肥料開発が進んでいる。21ページに、オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖について、調査研究機関との連携を強化すること。レジャーについて、内水面漁業の魅力、内水面の多面的な利用と漁業権の適正な

行使の両立を図る観点から、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。濁水現象が発生するダムとして、括弧で農業利水用ダムを含むとされた。天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査研究体制を早急に構築すること。気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を進め、その適応策について検討を進めることとなっている。23 ページに、放射性物質による汚染対策について、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業現場に紹介し、効果的な対応策を早急に検討すること。24 ページのウナギの資源回復と、25 ページの内水面漁場管理委員会制度については、昨年と同様となっている。

東委員から、第4号議案の提案書について、全国管理委員会からどこに提出するのか。提案に対して、回答は出されるのか。非常に良い提案が出されている。

辻本事務局長から、提出先は水産庁のほか、環境省、国土交通省、林野庁などとなっている。回答については、水産庁から8～9月くらいに書面で出される予定となっている。結果については、本委員会で報告したい。要望に対しては県からも提出することができるので、新たな課題や追加したい要望があればご提案いただきたい。

竹野会長から、この提案書のなかで、富山県にかかわりが深い項目は何か。

辻本事務局長から、放射性物質による汚染対策とウナギの資源管理以外は、全国と同じで本県でもかかわりがある。

このほか、委員からの質問や意見等は無かった。

(3) 県水産研究所からの話題提供「漁業権魚種の疾病について」

県水産研究所の勘坂主任研究員から、スライドを用いて「漁業権魚種の疾病について」話題提供がなされた。

本日は、漁業権魚種の疾病について話題提供する。まず、県内の漁業権魚種とシロザケを含めて11種あり、県内で生産している魚種は、アユ、サクラマス、イワナ、コイ、シロザケとなっている。県外から持ち込む魚として、アユ、サクラマス、イワナ、コイ、カジカ、ニジマス、フナ、ウナギがある。その他、増殖ではなく汲み上げ放流などモクズガニやウグイがある。これだけの魚を県内の河川に何らかの形で放流しているが、何らかの形で病気にかかる。病気の原因は、教科書的に、内因性と外因性がある。内因性については、年齢、性別、種類、遺伝、内分泌、免疫などがあり、内因性の病気は人間では非常に研究が進んでいるが、魚介類についてはあまり知られてない。外因性のなかには、非寄生体性と寄生体性があり、前者では環境の理化学的要因として水温や水質などと、栄養や食餌性因子として欠乏症や中毒などがある。後者の寄生体性では、病原微生物としてウイルス、細菌、真菌があり、寄生虫などがある。魚病が発生する要因として宿主、病原体および環境の3要素がある。どれかひとつでもかけていれば、魚病は発症

しない。基本的には、このなかで一番目指すべきは、病原体がいない状況を作り出すことである。増養殖場では、健康な種苗を作ることや、信頼できる業者から種苗を購入することが大事である。また、河川に病原体を持ち込まないためにも、釣り人たちに普及・啓発していくことが必要である。

細菌性冷水病は、アユでは、頭の方がぐちゃぐちゃになる、体に穴が空く、鰭の付け根が赤くなるなどの症状が出る。鰓を開いてみたら、真っ白になっている。細菌性冷水病は、アユ、サケマス、コイでも発症するが、遺伝子型を調べたところ、それぞれ細菌の型が異なる。ニジマスでは尾柄部の欠損が顕著である。アユに感染する冷水病菌はアユがいないと生きられず、毎年、他の河川からオトリアユなどにより持ち込まれていると考えられる。冷水病に感染していないアユを放流することが重要である。アユのエドワジエラ・イクタルリ症は、細菌性であり、象徴的な症状として胃のなかに水が溜まって腹部が膨満する。黒い斑点や眼球の突出、腹水の貯留などもある。平成 19 年に広島県ではじめて発生し、富山県では平成 22 年に確認された。河川での発症要因は不明であるが、水温 22~25℃が 2 週間続いた年に発生した例があり、高水温が関係している可能性がある。河川内で局所的に高濃度の原因細菌が分離されることがある。コイヘルペスウイルス病は、鰓ぐされや眼の陥没の症状があり、コイにだけ発症する。平成 15 年 10 月に霞ヶ浦で発生し甚大な被害をもたらした。それ以前に全国に出荷されていたため、本病が全国にまん延した。レッドマウス病は、平成 27 年に石川県ではじめて認められ、主にサケ科魚類に発症する。また、様々な魚種で発生し、水鳥など様々な生き物に感染する。増養殖場に他生物を持ち込まないことが重要である。最後に、魚が死んでいるのを見つけた場合、場所、時間、魚種、数などを記録し、スマホで写真を撮ってほしい。そのうえで、水産漁港課、環境保全課、水産研究所または市町村の担当部局や、休日の場合は県庁の代表に連絡してほしい。

角眞委員から、コイヘルペスウイルスや冷水病に特效薬はあるのか。

水産研究所の勘坂主任研究員から、冷水病には承認されている薬がある。増養殖場で発症した場合は治療できるが、自然界の河川ではできない。コイヘルペスウイルス病は、ウイルスなので魚類での薬はなく、特定疾病のため増養殖場で殺処分することになる。

東委員から、レッドマウス病が発生して大騒ぎしたが、その後ほとんど聞かないが、発症事例はどうなっているのか。

勘坂主任研究員から、レッドマウス病の発症事例は石川県の 1 例のみである。レッドマウス病は、ニジマスに対する感染力が強く、シロザケはあまり殺さない。国内で発症した株は、殺傷力が小さかったと推察されている。

中田（眞）委員から、鰓病について、細菌性冷水病の一部との話もあったが、1 回かかると、その後かからなくなるのか。

勘坂主任研究員から、キンギョの場合は、鰓病といっても症状的に細菌性や寄生虫性など様々な原因がある。話を聞くと、おそらく寄生虫性で、25℃で昇温す

ると、寄生虫のサイクルが切れて再生産できなくなる。他から魚を持ってきて発症するということは、殺しきれなかった寄生虫が共存していて、他の魚に感染していると思われる。

この他、委員からの質問等は無かった。

(4) その他

特になし

(5) 次回の委員会の日程について

次回の委員会を、令和5年10月25日（水）13時30分から開催することを申し合わせ、散会した。

以上のとおり、相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月19日

議 長

署名委員

署名委員
